

(4) 認定緑化施設に係る特別償却制度の創設

ヒートアイランド現象の緩和、地球温暖化の防止等の観点から、緑化の推進が必要な都市の中心部の建築物の屋上、空地等における市町村長が認定する緑化施設整備計画に基づく緑化施設について、所得税及び法人税の特例措置（特別償却）を創設する。

○所得税・法人税：16/100の特別償却

【現 状】

■年平均気温は大都市ほど上昇傾向

過去100年で東京は+2.9℃上昇。大都市平均で2.4℃上昇。

【効 果】

■ヒートアイランド現象の緩和に貢献

最大1.4℃気温が低下

注1：東京23区の陸屋根で緑化可能なものを全て緑化した場合

2：各政令都市においても同様の効果が期待

■地球温暖化の防止に貢献（二酸化炭素を吸収）

約32万トンのCO₂を吸収

注1：東京23区、各政令都市の陸屋根で緑化可能なものを全て緑化した場合

2：わが国の一世帯当たりのCO₂年間排出量は約3.4トン（平成9年度）

【緑化施設のイメージ】

